

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 52 号。以下「改正法」といいます。）、活動火山対策特別措置法施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 409 号。以下「改正令」といいます。）、活動火山対策特別措置法施行規則の一部を改正する命令（平成 27 年内閣府・農林水産省令第 9 号）及び活動火山対策特別措置法施行規則（平成 27 年内閣府令第 71 号。以下「新施行規則」といいます。）が平成 27 年 12 月 10 日に施行されました。

貴職におかれましては、「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律について」（平成 27 年 7 月 8 日付府政防第 532 号）と併せて、下記の事項を御理解の上、適切な運用に努められるとともに、貴都道府県内の市町村に周知いただきますようお願いいたします。

また、改正法による改正後の活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号。以下「法」といいます。）の運用に当たっては、今後、法第 2 条の規定に基づき策定される活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」といいます。）についても参照ください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。また、下記中の条文番号は特に断りがない限り、法及び改正令による改正後の活動火山対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 274 号。以下「施行令」といいます。）のものであります。

記

第一 火山災害警戒地域の指定の公示及び公示に係る図書の送付（法第 3 条、新施行規則第 1 条、第 2 条関係）

1. 趣旨

我が国には 110 の活火山があるが、噴火の可能性や噴火の際に及ぼす社会的影響は火山ごとに異なる。内閣総理大臣は、基本指針に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を

防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を「火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）」として指定し、指定した地域に対し、火山防災協議会の設置や地域防災計画への必要事項の記載の義務付け等を行うこととしたものである。

2. 警戒地域の指定の公示（新施行規則第1条）

新施行規則第1条では、内閣総理大臣が警戒地域を指定する際に、警戒地域の指定をする旨及び当該警戒地域を明示して、官報に掲載して公示することとした。また、当該警戒地域を明示する際は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）によることとした。警戒地域の指定を都道府県及び市町村により公示することとしたのは、火山防災協議会を組織し、警戒避難体制の整備を行うべき都道府県及び市町村を明らかにするためであり、被災する範囲や避難方策等の詳細については、警戒地域の公示ではなく、後述の火山防災マップの配布等により周知されたい。

3. 警戒地域の指定の公示に係る図書の送付（新施行規則第2条）

新施行規則第2条では、内閣総理大臣は、警戒地域の指定の公示をしたときは、速やかに、関係都道府県知事及び関係市町村長に、警戒地域の位置を表示した図面を送付することとした。

第二 火山現象の発生及び推移に関する情報の伝達方法等を住民等に周知させるための必要な措置（法第7条、新施行規則第3条関係）

1. 趣旨

円滑かつ迅速な避難のためには、実際に避難行動をとる住民、登山者、観光客等（以下「住民や登山者等」という。）が、噴火による影響範囲や、避難場所の位置及び避難経路を正確に理解しておくことが必要である。

このため、警戒地域をその区域に含む市町村長は、火山防災協議会における検討や市町村地域防災計画の内容を踏まえ「火山防災マップ」を作成し、住民や登山者等に配布する等の措置を講じ、周知することとしたものである。

2. 周知のための具体的な措置について

新施行規則第3条では、住民や登山者等に対する周知のための具体的な措置内容について定めており、具体的には、以下の2通りの方法による周知を行うこととした。

① 火山防災協議会において検討した火山ハザードマップ（火山が噴火した場合に被害が生じるおそれがある範囲及び当該被害の原因となる火山現象の種類を表示した図面に、火山現象の発生及び推移に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路のほか、避難手段といった避難計画の内容や噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。）の解説など、住民や登山者等に必要な防災情報を付加した火山防災マップを、印刷して配布すること等により各世帯に提供すること。

具体的には、火山防災マップを紙により各世帯に配布することのほか、回覧板による

回覧や、防災メールによる送信、新たに移転してきた住民に対して住民登録の際に各種の生活ガイド等の資料と併せて配布すること等による配布も含まれる。

- ② 火山防災マップの情報を、インターネット等により、住民や登山者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

具体的には、火山防災マップの情報を市町村のホームページに掲載しておくことのほか、ポスターによる掲示等も含まれる。

市町村長は、必要に応じ周辺地域の住民や登山者等に対しても周知を図ることや、火山防災マップの内容が住民にとって理解しやすいものとなるように工夫することが重要である。また、市町村地域防災計画の修正等があった際には、当該火山防災マップの情報が常に最新のものとなるよう、ホームページの更新等の措置を速やかに講じる必要がある。

なお、市町村は、警戒地域の実情や火山防災協議会での協議を踏まえ、例えば、火山活動が活発化した際に避難すべき範囲内に入り得る世帯を中心に①の措置を講じつつ、②の措置については警戒地域全域を対象とする等の運用を行うことも可能である。

第三 避難確保計画の作成等について（法第8条、施行令第1条、新施行規則第4条関係）

1. 趣旨

火山の噴火時に、噴火警報や避難指示といった情報を住民や登山者等に確実に伝え、迅速かつ円滑に避難するためには、人の集積拠点となっている不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設における利用者の安全を確保するための取組が重要である。このため、これらの施設であって、かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた施設（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者（以下「施設所有者等」という。）に対し、避難確保計画を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、これらについて市町村長に報告することを求めるものである。

また、市町村長は、施設所有者等に対して必要な助言や情報提供をすることによる避難確保計画作成・実施の支援や、施設所有者等から報告を受けた際に取組が不十分な場合には助言・勧告を行うことで、実効性の高い避難確保計画とすることが重要である（法第8条第4項）。

2. 避難促進施設の種類について（施行令第1条関係）

（1）概要

法第6条第1項第5号では、市町村防災会議は、警戒地域内にある下記①又は②の施設で、火山現象の発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称等を市町村地域防災計画に定めることとしている。

- ① 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの
- ② 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用す

る施設で政令で定めるもの

施行令第1条では、①及び②について、具体的な施設の種類を定めている。個別施設の詳細については以下の表のとおりであり、市町村防災会議は、下記の施設の中から火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認める施設について、その名称及び所在地を市町村地域防災計画に定める。

なお、以下①及び②の表中「具体例等」の欄に例示する施設以外にも、これらに類似する施設については対象となり得る。

① 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設
(施行令第1条第1項関係)

| | 施設の種類 | 概要 | 具体例等 |
|---|--|---|--|
| 1 | 索道の停留場、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの | 住民や登山者等が利用する交通関係施設 | ロープウェイの停留場、鉄道駅、バスターミナル、港湾、空港（ヘリポートを含む。）で、旅客が乗降や待合いのために利用する施設 |
| 2 | ホテル、旅館、山小屋その他の宿泊施設 | 登山者や観光客等が宿泊する施設 | ホテルや旅館、山小屋の他、青年の家や少年自然の家等の施設で登山者や観光客等が宿泊するものを含む。 |
| 3 | 展望施設又は休憩施設 | 主に登山者や観光客等が利用する展望又は休憩のための施設 | 展望施設（登山者や観光客等が自然の風景を眺望するために設けられる施設で、展望台等の建築物を持つもの）、休憩施設（登山者や観光客等が休憩又は飲食のために利用する施設で、休憩舎等の建築物を持つものを指す。四阿、ベンチ等の簡易な施設を除く。） |
| 4 | キャンプ場、スキー場、植物園、動物園その他これらに類する施設 | 主に観光客等が利用するレクリエーションの用に供する施設（主に屋外での活動が想定されるもの） | キャンプ場、スキー場、植物園、動物園のほか、ゴルフ場、ボート乗り場、乗馬施設、牧場、遊園地等を含む。 |

| | | | |
|----|---|---------------------------------------|---|
| 5 | 観光案内所又は博物展示施設 | 主に登山者や観光客等が火山地域の観光や自然等に係る情報を入手するための施設 | 観光案内所（登山者や観光客等に対し、登山ルート、飲食店、土産物屋等、当該火山地域に係る情報を幅広く教示案内するための施設）、博物展示施設（主として地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、登山者や観光客等が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター等）） |
| 6 | 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 | 不特定多数の者が集まり、演劇、映画、スポーツ等を鑑賞、観覧するための施設 | 劇場（演劇、舞踊、音楽等を鑑賞するための施設）、映画館、演芸場（落語、講談、漫才、手品等の演芸を観覧するための施設）、観覧場（スポーツや見せ物等を観覧するための施設） |
| 7 | 公会堂又は集会場 | 集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設 | 公会堂、集会場のほか、市民会館、公民館、貸ホール等を含む。 |
| 8 | 博物館、美術館又は図書館 | 資料を収集、保管し、一般公共の利用に供する施設 | 博物館、美術館、図書館のほか、郷土館、記念館、画廊等を含む。 |
| 9 | 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | 屋内型の運動施設 | 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場のほか、スポーツクラブ、バッティングセンター等を含む。 |
| 10 | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | 物品販売業を営む施設 | 百貨店、ショッピングモール、スーパー、市場、土産物店等 |
| 11 | 展示場 | 客に展示品を観覧させる施設 | 住宅展示場、自動車展示場等 |
| 12 | 遊技場 | 客に遊技をさせる施設 | マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、ゲームセンター等 |
| 13 | 公衆浴場 | 公衆を入浴させるための施設 | 温泉、銭湯等 |
| 14 | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する施設 | 客に飲食をさせたり、接待をしたりする施設 | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールのほか、カラオケボックス、カフェー、バー、待合等を含む。 |

| | | | |
|----|---|---------------|--|
| 15 | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 客にサービスを提供する施設 | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行のほか、美容院、クリーニング取次店、貸本屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器具店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗、旅行代理店等を含む。 |
| 16 | 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの | 自動車・自転車の駐車施設 | 駐車場、駐輪場（店舗等に附属するものを除く。） |
| 17 | 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な施設 | 官公署 | 保健所、税務署のほか、地方公共団体の役場等を含む。 |

② 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（施行令第1条第2項関係）

| | 施設の種類 | 概要 | 具体例等 |
|---|---|-----------------|---|
| 1 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業又は同条第七項に規定する一時預かり事業の用に供する施設、同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、児童相談所その他これらに類する施設 | 児童福祉法に規定する施設 | 障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、児童相談所のほか、無認可保育施設を含む。 |
| 2 | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設その他これに類する施設 | 身体障害者福祉法に規定する施設 | 身体障害者社会参加支援施設のほか、聴導犬訓練事業の用に供する施設、介助犬訓練事業の用に供する施設を含む。 |
| 3 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。） | 生活保護法に規定する施設 | 保護施設 |

| | | | |
|---|--|-------------------------------------|---|
| 4 | 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、同法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームその他これらに類する施設 | 老人福祉法に規定する施設 | 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホームのほか、老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業の用に供する施設、同法第 5 条の 2 第 7 項に規定する複合型サービス福祉事業の用に供する施設、介護保険法第 115 条の 45 に規定する第一号通所事業であって、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 2 号に該当する市町村が定める基準に従うものの用に供する施設、その他未指定等の施設等を含む。 |
| 5 | 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 2 項に規定する母子健康センター | 母子保健法に規定する施設 | 母子健康センター |
| 6 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第 11 項に規定する障害者支援施設、同条第 25 項に規定する地域活動支援センター、同条第 26 項に規定する福祉ホームその他これらに類する施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設 | 障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームのほか、地域生活支援事業（日中一時支援、発達障害者支援センター運営事業及び都道府県障害者社会参加推進センター運営事業等）の用に供する施設を含む。 |
| 7 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程を置くものに限る。） | 学校 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程を置くものに限る。） ※平成 28 年 4 月 1 日以降は義務教育学校を含む。 |
| 8 | 病院、診療所又は助産所 | 医療施設 | 病院、診療所又は助産所のほか、介護保険法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーションの用に供する施設、同法第 8 条第 27 項に規定する介護老人保健施設を含む。 |

（2）留意点

市町村防災会議は、火口からの距離等の施設の位置や、利用者数等の施設の規模、施設所有者等の営業時間中の常駐（以下単に「常駐」という。）の有無、その他地域の実

情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として市町村地域防災計画に位置付けることが重要である。特に、前兆現象が捉えにくい突発的で比較的小規模な噴火が発生した場合に噴石等の影響を受ける見込みが高い範囲にある施設や、利用者が多く、避難に当たり特に混乱が生じることが予測される施設等、市町村による避難指示や避難勧告だけでは円滑かつ迅速な避難が確保できない可能性がある施設については、積極的に避難促進施設に選定することを検討することが必要である。また、施設所有者等の常駐の有無については、避難促進施設においては火山現象の発生時に当該施設の利用者を避難させるための措置を講ずることとなることから、基本的に、施設所有者等や従業員が常駐しており、利用者の避難を確保するための措置の実効性が担保できる施設を選定することが重要である。

また、市町村防災会議は、(1) ①又は②の施設を避難促進施設として市町村地域防災計画に位置付けるときは、あらかじめ、火山防災協議会の意見を聴くとともに、当該施設の施設所有者等と十分に調整を行う必要がある。なお、施設所有者等と調整を行う際には、法第6条第2項の規定により、避難促進施設には市町村から火山現象に関する情報が伝達されるようになることから、情報伝達方法についても調整することが必要である。

また、複数の施設所有者等の中で連携して警戒避難体制の整備に取り組むことが有効な場合には、複数の施設を一体的に市町村地域防災計画に位置付けることも可能であり、地域の実情を考慮し、適切な方法で対象施設を定めることが望ましい(ただし、市町村地域防災計画に一体的に位置付けた場合でも、当該計画の中で、対象となる個別の施設の名称や所在地を明確にする必要がある。)

3. 避難確保計画の記載事項について（新施行規則第4条関係）

(1) 記載事項

避難確保計画には、次の①から④に掲げる事項について記載するものとする。

① 火山現象の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項

気象庁等の国の機関や地方公共団体から発出された火山現象の発生及び推移に関する情報の内容に応じ、どの従業員がどのような防災活動（情報収集、ヘルメット等の資機材の準備、避難誘導等）を行うか等について定める。

② 火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の避難の誘導に関する事項

施設を利用している者に対する火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の伝達に関する事項、避難場所や避難経路、避難誘導方法（避難場所への移手段等）に関する事項等について定める。

③ 火山現象の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項

従業員を対象とした火山防災に関する知識の向上を図る研修等の防災教育及び従業員や利用者を対象とした避難訓練の内容や実施時期等について定める。

④ ①から③までに掲げるもののほか、火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

例えば、当該施設における必要な資機材の整備（ラジオやヘルメット、食料等）に

関する事項や、平常時における利用者に対する活火山に係る情報伝達（その山が活火山であること、現在発表されている噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。）等の火山現象に関する情報、必要な備え等）等を想定しているが、各火山・各施設の状況に応じ、必要な事項について定めることとする。

（２）留意点

第三２（２）で記載したように、複数の施設が一体的に市町村地域防災計画に位置付けられた場合、当該複数施設で１つの避難確保計画を作成することとなるが、その場合でも、各施設内での体制等、施設ごとに取り組むべき内容が異なるものについては、各施設の取組内容を明記するものとする。

４．その他

（１）避難確保計画の公表方法

避難促進施設の施設所有者等は、避難確保計画を作成したときは、法第８条第２項に基づき、公表しなければならないこととなっている。この公表方法については、当該避難促進施設のホームページに掲載することや、当該施設において、利用者が閲覧できる場所に置いておくこと等が想定される。

（２）既存の計画で重複する記載事項がある場合について

他法令の規定により、又は自主的に、避難促進施設が既に作成している計画や災害時の対応要領がある場合で、かつ、当該計画等に避難確保計画に記載すべき事項と重複する記載事項がある場合には、当該計画等の該当部分を添付することや、既存計画を修正して３（１）①から④までのうち不足する部分を補うことで、避難確保計画とすることも可能である。ただし、この場合であっても、避難確保計画を作成した場合には、市町村長への報告や公表を行うことが必要である。

以上